

◆税務情報 (改正情報)

担当:大塚

大阪府:創業促進税制(法人事業税の軽減)の改正について

前号では、中小製造業の「設備投資促進税制」についてお知らせしましたが、中小製造業においては、創業に関しても、軽減措置が実施されています。これらは、大阪府の「ものづくり企業を税制面から支援！」の考えのもと行われている優遇措置です。

創業促進税制の概要

設立時期	H.19年4月1日～H.22年3月31日	H.13年4月1日～H.19年3月31日
対象法人	H.19.4.1～H.22.3.31までに資本金又は出資金の額が1千万円以下で府内を本店として設立された「製造業法人」	H.13.4.1～H.19.3.31までに資本金又は出資金の額が1千万円以下で府内を本店として設立された「法人」
軽減税目	法人事業税	
軽減内容	現行税率の9/10	①下記以外の業種 →現行税率の1/2 ②製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業 →現行税率の9/10
適用内容	設立後5年の間に終了する各事業年度	

<注意事項>

①「製造業法人」とは、「主たる事業」によって判断します。申告する事業年度の売上金額がもっとも大きい事業が「主たる事業」となります。

②「設備投資促進税制」と「創業促進税制」は同じ事業年度で重複適用されません。

※製造業法人で、両税制の要件にも該当する場合、一般に「創業促進税制」の適用が有利です。

◆詳しくは・・・

大阪府 商工労働部 商工振興室 経営支援課 創業・ベンチャー振興グループ
電話06-6941-0351(内線)2622